

千代田区いじめ防止等のための基本条例

新しい命がこの世に誕生した時、その瞬間は、誰にとっても大きな喜びです。
生まれてきた「大切な命」、それがあなたです。

いじめは、みんなの心を傷つけます。

でも、あなたが傷ついたときの「心のSOS」は誰かが聴きつけてくれるでしょう。

そして、助けに来てくれる人が必ずいることを信じてほしい。

つらいことばかりの毎日なんて、誰も望みません。

だから、まわりのみんなにも、優しく接していきましょう。

そうすれば、光は見えてきます。

それが私たちからのメッセージです。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、千代田区（以下「区」という。）におけるいじめの防止等を図るための基本的な事項を定め、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態又は児童施設等において発生した同項に規定する重大事態に準じる事態をいう。
- (4) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (5) 区立学校 千代田区立学校設置条例（昭和39年千代田区条例第17号）別表第2、別表第3及び別表第4に規定する小学校、中学校及び中等教育学校をいう。

- (6) 児童施設等 主として児童等を対象とする施設（学校を除く。）又は事業であって、その設置、開始又は運営にあたり、区が関与するものをいう。
- (7) 運営事業者 児童施設等を運営又は実施する事業者をいう。
- (8) 学校等 学校及び児童施設等をいう。
- (9) 児童等 満 18 歳以下の全ての者をいう。
- (10) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (11) 区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、インターネットを通じて行われるものを含め、学校等の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、幼児期からの一貫した心の教育により、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校等におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校等が全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校等、区、家庭、区民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（区の責務）

第 5 条 区は、第 3 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、学校等、家庭、区民

並びに児童相談所その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体と協力して、いじめの防止等のための総合的かつ効果的な対策を策定し、及び実施する責務を有する。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第6条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、区立学校に在籍する児童等の保護者、区、区民並びに児童相談所その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(運営事業者等の責務)

第7条 運営事業者は、基本理念にのっとり、その運営する事業において、いじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運営事業者は、区及び学校が行ういじめの防止等に協力しなければならない。
- 3 児童施設等に従事する者は、児童等からいじめに係る相談を受けたときその他いじめの疑いがあると認めるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校又は千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通報するとともに、いじめの防止等のための必要な措置をとらなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区、学校の設置者及びその設置する学校並びに運営事業者及び児童施設等（事業に係るものを除く。次項において同じ。）が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校並びに運営事業者及び児童施設等の責任を軽減するものと解してはならない。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域において児童等に対する見守り等を行い、児童等がいじめのない安心して暮らすことができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 区民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めるときは、学校等、教育委員会又は児童相談所その他のいじめの防止等に関係する機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(千代田区いじめ防止等のための基本方針)

第11条 区は、法第12条の規定に基づき、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、千代田区いじめ防止等のための基本方針を定める。

(区立学校いじめ防止等のための基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定に基づき、千代田区いじめ防止等のための基本方針を参酌し、各区立学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 千代田区青少年問題協議会（千代田区青少年問題協議会条例（昭和33年千代田区条例第16号）に基づき設置されたものをいう。）は、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

(学校健全育成サポートチーム等)

第14条 区立学校は、区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定する組織として、学校健全育成サポートチームを設置する。

2 学校健全育成サポートチームは、その設置された区立学校において重大事態が発生した場合には、法第28条第1項に規定する学校の下に設けられる組織として、同項に規定する調査を直ちに行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 千代田区立児童・家庭支援センター（千代田区立児童・家庭支援センター条

例（平成 11 年千代田区条例第 25 号）に基づき設置されたものをいう。）は、児童施設等におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、児童施設等健全育成サポートチームを設置する。

- 4 児童施設等健全育成サポートチームは、児童施設等において重大事態が発生した場合には、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を直ちに行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 5 児童施設等健全育成サポートチームは、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 6 学校健全育成サポートチーム及び児童施設等健全育成サポートチーム（以下これらを「学校健全育成サポートチーム等」という。）の組織及び運営については、教育委員会規則で定める。

（対策委員会）

第 15 条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者で、学校健全育成サポートチーム等及び次条第 1 項の規定により設置される千代田区いじめ問題調査委員会の委員以外のものから、教育委員会が任命する委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2 年（補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。ただし、第 5 項の審査又は調査が継続している場合は、当該審査又は調査が終了するときまでとする。
- 4 教育委員会は、学校健全育成サポートチームから前条第 2 項の報告を受けたときは、当該報告の内容について、対策委員会に審査を命ずるものとする。
- 5 対策委員会は、学校健全育成サポートチームからの報告を審査し、その結果を教育委員会に報告するものとする。ただし、必要があると認めるときは、当該審査のほか、自ら法第 28 条第 1 項に規定する調査を行うこととし、その場合における審査及び調査の結果を教育委員会に報告するものとする。
- 6 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、学校健全育成サポートチームか

らの報告に、対策委員会が前項の規定により行った審査及び調査の結果を添えて、区長に通知するものとする。

(調査委員会)

第 16 条 区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、区長の附属機関として、千代田区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者で、学校健全育成サポートチーム等及び対策委員会の委員以外のものから、区長が任命する委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年（補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。）とし、再任を妨げない。ただし、次項の調査が継続している場合は、当該調査が終了するときまでとする。

4 調査委員会は、区長の求めに応じ、学校健全育成サポートチームからの調査の結果並びに対策委員会が行った学校健全育成サポートチームからの報告に係る審査の結果及び調査の結果について、法第 30 条第 2 項に規定する調査を行う。

5 区立学校、教育委員会その他の関係者は、前項の規定により行う調査の適正かつ円滑な実施に協力しなければならない。

(準用)

第 17 条 第 15 条第 4 項から第 6 項までの規定は、児童施設等健全育成サポートチームから第 14 条第 4 項の報告があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「学校健全育成サポートチーム」とあるのは「児童施設等健全育成サポートチーム」と、第 15 条第 4 項中「前条第 2 項」とあるのは「前条第 4 項」と、同条第 5 項中「法第 28 条第 1 項に規定する調査」とあるのは「第 14 条第 4 項に規定する調査」と読み替えるものとする。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、児童施設等において重大事態が発生した場合に準用する。この場合において、前条第 4 項中「学校健全育成サポートチーム」とあるのは「児童施設等健全育成サポートチーム」と、「法第 30 条第 2 項に規定する調査」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

3 法第 30 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、児童施設等において重大事態が発生した場合に準用する。この場合において、法第 30 条第 1 項中「地方

公共団体が設置する学校」とあるのは「児童施設等」と、「第 28 条第 1 項各号に掲げる場合」とあるのは「重大事態が発生した場合」と、同条第 3 項中「前項の規定による調査」とあり、及び同条第 5 項中「第 2 項の規定による調査」とあるのは「児童施設等健全育成サポートチームからの調査の結果並びに対策委員会が行った児童施設等健全育成サポートチームからの報告に係る審査の結果及び調査の結果についての調査」と読み替えるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。